

イタリアの成人教育, 継続職業教育・訓練, 社会参加促進に関する法整備の近年の動向 —— 「統合的な社会的人材養成システム」に関する法制資料の抄訳及び解説 ——

佐藤 一子*

Recent Tendency towards Systematization of the Legislation on Adult Education, Vocational Training and the Promotion of Social Participation in Italy : Legislative Documents on the “Integrated System for Development of Human Resources”

Katsuko SATO

This paper intends to read various legislative documents on adult education, vocational training and the promotion of social participation which have been adopted in the Parliament of Italy during these 10 years. Through this reading, I try to describe a new stage of the systematization of learning process integrated for the development of human resources. The key word of the reform is “formazione integrata”. It intends that a new flexible combination between school education and vocational training should be developed and adult education should have more important roles in inviting various social partners to this process of integration.

In EU countries, the social strategy for employment is one of the more emergent program and many projects are promoted to organize training courses for the young generation who has not adequate competences in the labor market. This problem is very serious in Italy. The construction of a new system of “formazione integrata” is yet at the stage of experimentation. For example, IFTS (Istruzione e Formazione Tecnica Superiore) and Centri Territoriali Permanente are organized by adopting new methodology based on the demands from learners. I think it very meaningful process to construct a new integration in the field of young adult education.

In this paper, only preparatory works have been done and more articulated researches are requested to examine the process of realization and to evaluate this experimentation at the regional level.

目次

序 「統合的な社会的人材養成システム」の創出

I ボランティア団体・社会協働組合・アソシエーションなど第三セクター（非営利セクター）に関する法制

- A ボランティア基準法
- B 社会協働組合に関する規定
- C 社会的活動を推進する全国団体に対する国の助成
- D 社会的活動を推進する団体に関する規則

II 職業教育・訓練関連法制

- A 職業教育・訓練基準法
 - B 雇用の促進に関する規則
 - C 投資, 雇用促進のための委任命令及び保険協会の再組織化のための措置と全国労働災害保険協会に関する規則
 - D IFTS (高等職業技術学校) ガイドライン
- #### III 成人教育関連法制及び義務教育年限の延長に対する措置
- A 行政改革と行政の簡素化に伴う国の行政権限・機能の州・地方自治体への移管に関する法
 - B 地域生涯学習センター

*生涯教育計画コース 教授

C 義務教育年限延長のための緊急措置

D 成人教育の有効な再組織化にむけての、国・州・
地方自治体の合同会議で採択された合意書

むすび

序 「統合的な社会的人材養成システム」の創出

A EUにおける生涯学習の推進戦略

1997年にドイツのハンブルクで開催された第5回ユネスコ国際成人教育会議では、21世紀のグローバル化する国際社会における各国教育制度の拡充・発展のなかでの成人教育の重要性と国境を超えた協力・協同が提言された。それに先だってヨーロッパ連合は、加盟国の協調による教育制度の拡充と実験的教育プロジェクト推進の方策として、成人教育を含む教育拡充にむけたソクラテス計画を具体化するとともに、ヨーロッパ社会基金 (European Social Fund)¹⁾に基づく発展途上地域の雇用・職業教育・社会連帯促進のための地域支援プロジェクトを実施してきた。21世紀にはいり、「ヨーロッパ生涯学習エリア」の構築をつうじて継続的な教育を推進するなど、知識社会に対応する新たな統合的な教育システムが模索されている。こうした構想の形成において、「社会的パートナー」(NGO,労働組合,事業体連合,市民的アソシエーションなど)の意見書提出のプロセスの意義が指摘されている²⁾。

EUおよび加盟諸国においては、教育政策にかぎらず、社会政策全般の意志決定過程における「社会的パートナー」の存在意義はきわめて大きくなっている。そのことは、政策決定過程の民主化という意味をもつだけではなく、教育政策の社会政策化、社会政策の教育・文化化ともいべき政策の統合的な展開を促進し、さらにはその計画主体と実施主体の多元化と複数化というプロセスの変化を生み出すにいたっている。

たとえば神野直彦は、イギリスの政治経済学者ヘイに言及しつつ、ワーク(仕事)とウエルフェア(福祉)からの造語である「ワークフェア」の概念を手がかりにスウェーデンの「学び社会」を説明している。「学び社会」は、積極的労働市場政策としての「就業重視の福祉」の具現化であり、国民の知的能力の向上と社会資本充実が結びあわされたサービスの給付であるとされる³⁾。「ワークフェア」概念は、根底においてアメリカのR.パットナムが提唱する「社会資本」(social capital)概念にも共通するが、経済・労働システムと社会的な学習システムのありかたにより直接的に関連づけられた考え方であり、一人ひとりの市民が生涯にわたって学ぶことの意義を社会システムの発展と結びつけてとらえている点に特徴がある。

「生涯学習」(lifelong learning)は教育理念としては1960年代半ばから提唱されてきたが、その理念が1990年代のヨーロッパ統合過程において、アメリカやアジアの経済圏から自立したヨーロッパ市場における「人的資源」(human resourcesないしはhuman capital)開発の経済戦略と結びつき、社会経済的投資の重点目標として位置づけられつつあるという点が注目されるのである。

1994年にヨーロッパ共同体が発表した白書『成長・競争性・雇用—21世紀にむけての挑戦』⁴⁾、および1995年に開始されたソクラテス計画においては、「教育・訓練への投資」が重点目標となり、「生涯学習は各国教育社会が寄与すべき、全体的目標である」という位置づけがなされている⁵⁾。特に「18歳以前になんらかの有効な職業資格を獲得せずに学校を修了した者には、すべて“Youthstart”(青年支援プログラム)が保障されなければならない」⁶⁾と言及されたことは、義務教育修了後の青年期の職業訓練のシステム化の問題をクローズアップすることになった。

B イタリアにおける社会政策と教育政策の統合化

このことはイタリアにおいても特徴的に現出している。1990年代をつうじて、イタリアの教育法制・政策は大きな変貌をとげ、福祉・労働分野の社会政策と生涯にわたる個人人の学習を保障する教育政策の相互関連性が明確化され、学校教育・職業教育・成人教育・市民文化活動などの伝統的な教育領域の統合化が志向されるようになった。こうした改革的で統合的な教育政策の背景に「社会政策」(politica sociale)の新たな展開と「社会的パートナー」の協働関係の成熟がある。

イタリアにおける「社会政策」概念は、必ずしもイタリア独自とはいえないが、上述の国際動向とともに、イタリア国内の生活・労働実態の構造的特性、さらにはさまざまな「社会的パートナー」の協働の発展を背景とした具体的な展開をみているといえる。M.T.ボルドーニャは「社会政策」の定義として社会学者P.ドナーティを引用して次の点に注目している。「社会政策」は「政策的方法による生活福祉の分配とコントロール」であるが、それは「政治によって直接保障されるもの」や「制度的保障」ではない。「市民としての人々の諸関係の追求と規制の様式としての意味をもった政策の象徴的媒介を求めるものである」⁷⁾。すなわち、「社会政策」の推進自体が、法制度体系と人々の生活向上を目的とした社会的諸関係のフレキシブルなフィードバックを促進する合意形成と参加の理念に裏付けられた政治形態としてとらえられているといえよう。

ボルドーニャは、この定義によりながらヨーロッパの

福祉国家における「社会連帯モデル」を4つに区分し、イタリアを総合モデルよりは雇用モデルに、純粋型よりも複合型のグループに位置づけたF.フランゾーニの説にもとづき、「社会性をもつ分野」の広がりや専門的人材養成システムの分析をおこなっている⁸⁾。保健衛生、非営利組織、病院、居住的支援サービス、自治体の対人援助職などの職場の拡大と、そこで働く人々の専門性形成の問題が横断的に問題にされている。

1990年代半ばにおいてイタリアの失業率はOECD諸国において中位よりやや高い位置にあるが、若年労働者の失業率に関してはスペイン、フィンランドについて突出しており、30%を超えている。このなかで長期失業者は50%から70%に達するとされており、青年の就業困難という点では先進諸国のなかでもっとも深刻な実態をかかえている国のひとつであることがわかる⁹⁾。南部における数字はさらに高い。ここでは伝統的な産業部門の雇用拡大にとどまらず、「社会的有用労働」や「対人サービス」などの非営利部門の新たな雇用創出の可能性、独創性や手作業などの価値の発見などが課題となっている。

イタリアは地下雇用 (lavoro nero) や自営業における潜在的半失業などの構造が広範囲に存在し、また海外への移民、移民先からの後継世代の帰郷、アフリカ・中南米・東欧・アジアからの移民労働者の流入など、就労構造はきわめて複雑で流動的である。このような複雑な労働市場のもとで、EUレベルで推進されている知識社会化への教育制度拡充方策が、どのように推進され、新たなシステムを形成しつつあるかという実態を検証することは容易ではない。

特にEUからの基金が直接州のプロジェクトに配分されている現状のもとで、州の計画力量 (州法制定・州の経済発展計画策定・プロジェクトの実施・地方自治体や教育機関及び社会的パートナーとの合意形成過程などの一連の手続きをふくむ) が、国の法制定過程に先行し、あるいははるかに遅滞しているという地方格差をふくんだ実態の把握については、より時間をかけた実証的検討が求められる。

本稿では、そのための準備作業として国の法制レベルに限定して、1990年代から2000年代初頭にかけて雇用・成人教育・職業教育・社会的有用労働の諸分野で、「統合的な社会的人材養成システム」にむけた法整備が序々に進められ、それぞれの具体的領域における教育機関の設置やそれを促進する運動が、一定の社会的ネットワーク (rete) を形成しはじめている状況について、法制資料の抄訳をもとに、資料の解説をおこなうことを目的とする。

その際に、「il sistema di formazione integrata」(「統合的な社会的人材養成システム」) というキーワードの用

語の理解について、まず述べておきたい。

C 「統合的な社会的人材養成システム」の用語理解

本稿では、社会政策と生涯学習の一体的な推進を3つの分野に即してみたい。3つの分野とは、「非営利団体」と「継続職業教育・訓練」、そして「成人教育」である。この3つの分野に共通する広義の「教育」にあたる「人材養成」の用語として“formazione”が用いられており、その政策的志向を表す計画概念として“la formazione integrata”という用語が用いられている。本稿では、この“formazione”という用語を「社会的人材養成」と訳し、“integrata”を「統合的」と訳している。この用語は、“integrated formation”という英語への直訳では通用せず、“the integrated learning system for development of human resources”のニュアンスに近いであろうということがこの筆者の用語理解である¹⁰⁾。

そもそも“formazione”という用語は、伝統的には“formazione professionale”(職業教育・訓練)と“formazione al management”(企業経営教育)として長く用いられており、ASFOR (Associazione tra gli Istituti per la Formazione alla Direzione Aziendale=企業管理職教育のための教育機関協議会) やAIF (Associazione Italiana Formatori=経営教育団体連合会) などのよく知られた団体がある¹¹⁾。

他方、“formazione professionale”(職業教育・訓練)は、1970年代の地方制度改革のもとで、国から州の権限に委譲され、それぞれの州が自治的におこなう事業となっており、制度的体系性を欠いているため、州ごとの政策的位置づけの相違が大きいといわれている。1973年には、労働省外郭の法人としてISFOL (Istituto per lo Sviluppo della Formazione Professionale dei Lavoratori=労働者職業教育・訓練開発機構) が設立され、職業教育・訓練に関する研究・調査・政策提言を行っている。

これらの“formazione”の領域に対して、学校教育 (istruzione scolastica) と成人教育 (educazione degli adulti) は完全に分断されて異なる教育体系をなしてきた。特に成人教育の制度的な分断状況と明確な実施責任主体の欠如は、成人教育の活発な北欧やドイツに比べて、イタリアの立ち遅れの大きな要因となってきたといえる。学校とともに成人教育は国家権限のもとにおかれ、州が制度的に関与しえなかったこと、県の事業推進のもとで市町村 (comune) が部分的な学校補完的な事業をおこなってきたこと、市民の広義の参加的な学習活動は、地域自治活動や社会運動団体のなかで独自にとりくまれてきたことなど、その展開は決して貧困ではないにしても、

地域ごとに散発的であり、公的な制度的な一貫性をもった施策としての定着には常に困難があった。

しかし、EUソクラテス計画の実施はイタリアのこうした状況にインパクトを与え、特に1997年から国レベルの法整備が急ピッチで進められてきた。この改革動向は「初めて、経済社会発展にとって教育と訓練が本質的な社会資本とみなされるようになった」と評価されている¹²⁾。

ここでは“istruzione”と“formazione”の概念・領域の統合が示唆されているが、「統合」については、概念レベルの問題とともに、それを可能にするそれぞれの教育体系の内的な変化や、計画・推進主体の変化を伴っていることが重要である。「統合」の意義を理解するうえで、以下の主要な側面が注目される。

- (1) 15歳から18歳の義務教育修了後の青年期における「訓練期間の義務化」“formazione obigatoria”を保障するために、学校と労働界を架橋する新しい教育原理にたつ教育訓練システムが構想されていること。
- (2) “formazione”の方法が、知識社会における高度な職業的専門性を課題とすることによって、後期中等学校後のレベルにおける高等教育とも異なる専門性を志向するようになり、伝統的な技術的訓練にとどまらない人文社会的教養を包摂した知的探求の原理と新しい能力観を必要とするようになってきたこと。
- (3) 成人教育の推進においても、教育コースの提供 (“offerta”) と要求 (“domanda”) との合致を求める合意形成型の組織方法を求めるようになり、「学校の教授型」成人教育の伝統からの脱却が始まっていること。
- (4) 職業的志向をもつコースや教養的志向をもつコースを計画・実施する主体として、「社会的パートナー」の合同協議による運営方法が定着し、実際場面での教育・社会・労働のそれぞれの分野の壁が取り払われてきたこと。(たとえば、後述する高度職業技術学校は、大学・高校の教員、県と市町村の教育担当官、企業ないしは事業所連合、労働組合、教育機会提供エージェントや職業能力開発コンサルタントの代表など複数の「社会的パートナー」の合議によるプログラム作成が義務づけられており、実際の産業現場のニーズに応じた専門教育が模索されている)
- (5) これらのコースが、EUの基金によるプロジェクト方式をとっているため、学習の目的“obiettivo”、結果の評価“valutazione”、獲得される能力“competenza”などの明確な基準が必要とされ、社会的に創出されている教育過程についての分析的なアプローチが模索されていること。

(6) こうした対象領域の相互浸透を反映し、学問的にも「人材養成の教育科学」(“scienza della formazione”)とも訳出すべき、広義の教育学分野が確立されるようになってきたこと¹³⁾。

このような「統合」を促す教育原理的な変化が、学校教育・成人教育・職業教育・企業経営教育のそれぞれの分野で生じ、内容・方法論としても、学習組織論としても従来の領域を超えて相互に浸透し始めている。さらに、「統合」はグローバル化への対応(学習歴の共通基準化など)や社会連帯的的市民社会形成のために求められる「社会的有用労働」の創出による「社会統合」の原理を内包しているといえよう¹⁴⁾。

ここでは、用語理解のために注目すべき変化の側面をスケッチするとどめざるをえないが、従来、経済用語として用いられてきた「人材養成」に対して、「社会的人材養成」という訳語を提示した理由は、「統合」によって創出されている新たな教育過程の社会的な組織化の今日的意義を浮き彫りにすることが必要性であると考えからである。

以下では、3つの分野に即して経年的に国の法律の抄訳をおこない、「統合的な社会的人材養成システム」の法制的検討をおこなう資料としたい。

I ボランティア団体・社会協同組合・アソシエーションなど第三セクター(非営利セクター)に関する法制

本章では、イタリアの非営利セクター(第三セクターとよばれている)を法的に認知した4つの法令を資料としてとりあげている。非営利セクターの伝統は、教会の慈善事業、あるいは社会運動団体の相互扶助活動として長い伝統をもつ。しかし、法人の認知からさらに発展して、国や州の名簿登録と事業助成または委託・協定という形式によるパートナーシップ形成の施策が明確になるのは、1990年代以降である。

ボランティア団体、社会協同組合、アソシエーションという3つのカテゴリーの団体が非営利セクターとして、それぞれ異なる法制によって規定されている。

雇用、及び教育の視点からこれらの法制を検討すると、まず社会協同組合が社会的弱者の雇用を認定の条件としていること、また社会保健・衛生・教育事業等をつうじて地域社会における荒廃を改善し、文化的向上をはかるための専門性を有する職員・指導員を派遣する事業体として、自治体から事業の受注を受ける主体であることが注目される。広義の社会福祉・文化教育的事業のニーズが、社会協同組合によって掘り起こされ、州の施策化を促してきた経緯があり、序で述べた「社会的有用労働」の創出にとって重要な組織である。

ボランティア団体は国の社会政策推進の具体的な担い手となる団体であり、その範囲は「社会的活動を推進する」団体に関する法制が整備されたことによって、著しく広げられた。社会協同組合が事業体、雇用拡大の側面が強いのにたいして、これら2つのカテゴリーの団体は、自発的の市民活動を担っている。これらの団体は国際活動、全国、州、より狭域的な地域社会で活動するものなど多様な傾向をもつが、法律に定められた規則により、国または州の名簿登録をおこない、やはり事業助成、事業委託、協定など、公的機関とのパートナーシップが形成されることになった。

これらの団体では経費弁済をのぞき、無償の活動が前提とされる。しかし代表的なボランティア団体は専従職員を雇用しており、社会協同組合以上に財政規模も大きい。税制優遇やデータベース作成、各レベルでの審議機関への参加など、団体が市民活動を行いやすい条件が整備され、「社会的パートナー」としての認知が明確化されている。

教育コースの実施に際しては、これらの3つのカテゴリーに入らない労働組合、事業所なども合議の主要なパートナーであり、市民活動分野と労働界・産業界との対話が広げられていく基盤がつけられてきている。

A ボランティア基準法(1991年8月11日、法律第266号)

(Legge n.266 del 11 agosto 1991, Legge-quadro sul volontariato)

この法律は、ボランティアに関する初めての国レベルのボランティア法であり、17条からなる。目的、ボランティア団体の定義、組織の条件、活動従事者の保障、財源、州及び自治県への登録制度、ボランティア団体と公共団体との「協定」締結 (convenzione) (註：事業や施設運営の申請に対する助成、公共団体からの委託、人の任用など多様な内容・形態がある) その他公的助成、税制上の優遇 (agevolazione fiscali)、州法との関連、情報権、国の監査等について骨格が定められている。ボランティア団体と公共機関の関係について基準を定め、登録制度を実施することによってボランティア団体との協定や財政支援・税制優遇をおこない、その基準が州及び自治県においても留意されるよう促進することがこの法律の制定趣旨といえる¹⁵⁾。

第1条で法の目的として、イタリア共和国は、「参加、連帯、多元主義の表明としてボランティア活動の社会的価値を認識し、その自主性を尊重するとともにその発展を促進する」ことをかけている。第2条でボランティア活動を「個人的、自発的に無報酬で参加する」「非営利で純粋に連帯を目的とする団体によっておこなわれる活

動」と定義している。但しその経費実費の支払いは認められる。

第3条で組織について以下の5項を定めている。①無償の自発的参加による活動を目的とし、②民法に複数規定されている法人格をもつことも可能で、③非営利を目的とすることを規約で明記し、民主的組織機構をもち、会計帳簿・財産目録・寄付や遺贈などの収支が総会で承認されていること、④活動の必要性に応じて専従職員を置くことができ、⑤自主活動の他に法にもとづく形式にしたがって公共機関との協定による活動をおこなうこともできる。ボランティア団体の財源については、第5条によると、団体加入者の会費、私的な寄付、国・公共団体・公共機関による活動またはプロジェクトに即して定められた助成金、国際組織の寄付、遺産寄贈、協定による償還、商業的な行為や周辺の産物による収入などと規定されている。本法の趣旨である州・自治県のボランティア団体登録制度と協定の契約、税制優遇の概要は以下のように定められている。

①第6条にもとづき、州及び自治県は、ボランティア団体登録制度を実施する。この登録は、公共団体との協定を締結すること、あるいは公的助成や税制上の優遇措置を受けるための必要条件である。②州・自治県の登録結果は、毎年国の監査機関に送付される。③第7条にもとづき、国及び自治県、県・市町村、及びその他の公共団体は、州・自治県名簿に6ヶ月以前に登録し、活動能力をもったボランティア団体と協定を締結することができる。協定は、目的にかかげた活動の展開と継続性を保障する財源措置をふくみ、協定の締結は、給付内容の証明、監督、活動の質、経費償還方法等について定められた様式にしたがう。④第3条の条件を満たすボランティア団体は、印紙税、登録税が免除され、また寄付、動産の譲渡、遺贈に伴う税を免除される。⑤商業行為、周辺の産物からの利益はボランティア組織の制度的運用の目的にむけられるかぎりは課税対象とならない。

この法にもとづき、社会政策大臣のもとにボランティア団体に関する国の監査委員会が設置される。この委員会は州レベルのボランティア団体またはその連合体の代表10名、専門家2名、代表的な労働組合組織からの委員3名からなり、社会政策大臣またはその代理者が議長となり、内閣に事務局が置かれる。その任務は国内・国際的なボランティア活動に関する研究調査、地方公共団体との協力による実験的プロジェクトの推進、データベースの作成、本法の実施に関する報告書の隔年の刊行、研修の支援、情報誌の定期的発行、あらゆる関係者を対象とする全国ボランティア会議の3年ごとの開催などである。さらに社会政策省にボランティア基金が創設され、

実験プロジェクトを促進する。監査委員会の設置、ボランティア基金の創設のために1991、92、93年の各年度に20億リラが措置される。

州においても特別基金が設置され、貯蓄銀行が慈善に投資する総額の一割をこれに支出することとする¹⁶⁾。

B 社会協同組合に関する規定 (1991年11月8日、法律第381号)

(Legge 8 novembre 1991, n.381 (1) Disciplina delle cooperative sociali (1/a) (1/circ))

「社会協同組合」は社会的支援とハンディキャップをもつ人々の雇用を促進するという特定目的に限定された協同組合で、イタリア独自の制度である。任意の非営利市民団体とは異なる協同組合法にもとづく組織であり、保健衛生、障害者、青少年の麻薬問題、高齢者支援に関する事業、ハンディキャップをもつ人々の雇用促進に関して公共団体との協定の締結によって事業をおこなう事業体としての性格を本法で定めている。全12条からなる。

社会協同組合は、地域社会の人間の発展と市民の社会参加を促進する目的をもち、「社会保健衛生サービス・教育事業の運営」(aタイプ)と「ハンディキャップをもつ人々を雇用するための農業・工業・商業・サービス業などの活動の展開」(bタイプ)の2つのタイプがある。協同組合法の適用を受けた特定の協同組合である。(第1条)

一般協同組合の従業員とは別に「ボランティア組合員」を構成員とすることができる。ボランティア組合員は社会協同組合の活動において無償のボランティア労働をおこなう。(協同組合従業員の労働協約締結の適用外とされ、単に経費実費の弁済を受ける)。(第2条)

bタイプで雇用促進の対象となる「ハンディキャップをもつ人々」とは、「身体的・精神的・知覚的障害をもつ人々、精神病院の退院患者、精神病のケアを受けている人、麻薬・アルコール依存症の患者、家族が困難な状態にある労働年齢に達しない子ども、執行猶予中の受刑者、その他法律等でハンディキャップをもつと規定された人々」である。行政によるハンディキャップの証明(慎重に秘匿される権利を伴う)をもつ人々がbタイプの社会協同組合の場合、従業員の30%以上を占めることが条件とされる。(第4条)

社会協同組合は、国外のEU諸国に事務所をおく組織もふくめ、各州の作成する名簿に登録をおこなう。登録した社会協同組合は、公共団体と協定を締結することができる。これによって社会保健衛生・教育的事業の提供、およびハンディキャップをもつ人々の雇用機会の拡大という目的に資するものとする。(第5条)

州は、1年以内に州規則を制定して社会協同組合の名簿登録を制度化し、社会保健衛生・教育事業、職業教育、雇用の促進をおこなう。(第9条)

C 社会的活動を推進する全国団体に対する国の助成 (1998年12月15日法律第438号)

(Legge 15 dicembre 1998, n.438 Contributo statale a favore delle associazioni nazionali di promozione sociale)

軍事的、愛国的活動を除く社会的活動推進のための団体、法人に資するよう1987年3月19日法律第476号の第1条を受けて、国が助成をおこなうことを規定した法律で全5条からなる。1998年、99年、2000年の各年度に100億リラが措置される。助成の基準は、20%が認められた全団体に平等に、20%が会員数・参加者数・利用者数に応じて、60%が実際に展開されるプログラムにもとづいて配分される。

助成金の執行の監督について、各年度の会計年度終了までに、各団体は助成措置を受けた目的の具体的な達成について明らかにする報告を内閣に対して提示する。報告には会計報告が含まれていなければならない。社会連帯大臣は国会に対して、全団体についての助成金の総額の執行について財務報告をおこなう。

D 社会的活動を推進する団体に関する規則 (2000年12月7日、法律第383号)

(Legge 7 dicembre 2000, n.383 Disciplina delle associazioni di promozione sociale)

本法は、ボランティア団体、社会協同組合と並んで、もっとも幅広く社会的活動をおこなう任意団体に関して、その意義を国家的に認知し、州への登録によって行政機関への参加と相互の協働の促進をはかることを包括的に定めたものである。全体が4章33条からなる。

第1章 総則、第2章 団体の登録と監査、第3章 会員への給付と税制優遇、第4章 付則によって構成されている¹⁷⁾。

第1章 総則

第1条では、「共和国は、自由に設立され、参加、連帯、多元主義の表現としての多様な活動をおこなう結社の社会的価値を認識する。それによって共和国は各地であらゆる形態をとりつつ結社が発展することを促進し、その自治を擁護する。またその社会的・市民的・文化的目的、及び道徳的・精神的目的の実現に対する独自の貢献を奨励する。」と本法制定の趣旨をのべている。憲法の基本精神と、社会的活動を推進する結社について評価している諸規則にもとづき、本法では、州・自治県が公共

の制度と諸団体との関係を規定し、国・地方自治体の行政が統一的に対処しなければならない基準を明確化するための原則を定めている。

第2条では「社会的活動を推進する諸団体」とは、「会員やそれ以外の一般に対して社会的に有意義な活動を展開するために設立された非営利の団体で、会員の自由と尊厳を尊重し、運動、集団、その連合体などの形態を持ち、法的に認知されているか否かを問わず、社会的活動を推進するもの」と定義されている。さらに本法では、政党、労働組合、雇用団体、職能団体、業種別団体、会員の経済的関心の擁護を唯一の目的とするものは対象から除外される。また、会則・設立趣旨において、住所、団体名称、社会的目的、団体の代表者の任務、収益をいかなる形においても会員に配分しないという非営利目的、民主主義と全会員の権利の平等の原則、役員選挙、会員の入会と除外、権利・義務の規定、会計報告の義務及び会の機関における承認の方法、団体の解散の方法、団体の解散・中断・消滅に際しての残余財産決済後、社会的に有用な目的にそって譲渡する義務などが明記されていなければならない。(第3条)

団体の財源は、①会費、②相続財産・寄付・遺贈、③国・州・地方自治体・公共機関の助成金(会則の目的にそって実現されたプログラムに対する特別の、申請書類による支援をふくむ)、④EU及び国際機関の助成、⑤サービス業務による収入、⑥会の目的にそった補助・支援的性格をもつ商業・手工芸・農業等の経済活動をつうじて、会員、あるいは第三者への財の譲渡やサービス提供による収益、⑦会員・第三者からの自由な寄付、⑧自主財源の獲得のための催し、出資、賞金などによる収入、⑨その他、目的にそった収入、等とされる。(第4条)法人格をもたない諸団体も、会則に則して寄付、相続の限定承認、遺言による遺贈を受けることができる。(第5条)

第2章 結社の登録と監査

国・州・県における登録制度についての規定がなされている。5州、20県以上にわたる広域団体は、国の所管とされる。(内閣・社会関係庁) 州または自治県の範囲で活動している第2条に該当するすべての団体は、州・自治県の名簿に登録することができる。

本法施行後一定期間内に、国の登録手続きについては、社会連帯大臣が規則によって定め、州及び自治県については州法・自治県法によって定める。登録に際して、団体設立趣意書、会則、住所、活動範囲を提示しなければならない。登録の拒否またはキャンセルに関して国の監査機関、州・自治県の所轄機関に不服の審査請求をおこなうことができる。

内閣総理大臣令によって、社会連帯大臣のもとに結社に

関する監査委員会を設置する。この委員会は26名で構成され、10名は全国レベルで代表的な団体の代表が委員となる。他の10名はその他の団体の代表、6名は専門家からなる。監査委員会の機能のために2000年度に22,500万リラ、2001年度に45,000万リラが措置される。監査委員会は国内外の結社に関する研究調査、ヨーロッパ各国・国・州の結社についての現状、法令等に関する隔年の報告書の刊行、データベースの作成、研修、情報誌の刊行、実験プロジェクトの実施、諸外国との交流、3年ごとの全国会議の開催、登録した団体の諸報告から社会的有用性について検証し、内閣府に伝達する。この委員会はボランティアに関する国の監査委員会と協力する。

内閣府—社会関係庁に結社のための基金を設置する。基金の設立のために2000年度に46億5,000万リラ、2001年度に145億リラ、2002年度以降は年間200億リラが措置される。州には州監査委員会が設置される。

国・州レベルの統計資料作成のため、政府中央統計局(ISTAT)が協力をおこなう。

結社に関する監査委員会とボランティアに関する委員会は、それぞれの代表的な団体の代表から10名を選び、国家経済労働会議のメンバーとして指名する。

第3章 会員への給付、税制優遇

諸団体は、必要に応じて有給職員を雇用できる。

国は州との合意により、社会活動を推進する団体とボランティア団体が制度上の目的に応じたプロジェクトに対してヨーロッパ社会基金の助成が受けられるよう、促進する。

国・州・自治県は、6ヶ月以上前に登録した団体が規約にもとづき、第三者にむけて活動をおこなうことに対して、協定を締結することができる。協定は、協定に定められた活動の継続のために必要な条件を保障することを措置しなければならない。またその活動の質のコントロールをおこない、必要経費の償還の様式を示すものでなければならない。協定による活動をおこなう団体は、雇用する人員の事故と病気に対する保障をおこなわなければならない。

II 職業教育・訓練関連法制

本章では、職業教育・訓練に関連する3つの法令と高度職業技術学校設立の国のガイドラインについて抄訳資料を収録している。

前述のように、職業教育・訓練の権限は、職業専門学校をふくめて1970年代に州に委譲されている。州は経済発展計画の一環として、職業教育・訓練事業を実施してきたが、1997年にその推進のありかたについて大きな転換がはかられた。B項の雇用促進に関する規則に示され

るように、特に深刻な青年の失業状態に対する施策として「一時的就労」の雇用契約が定められ、特に職業教育・訓練システムとの関連づけが強化されたのである。

徒弟制、インターンシップ、職業教育、オリエンテーションなどの方策がとられており、さらに職業教育・訓練の推進システムが提言されている。

「一時的就労」は1984年に立法化された「訓練雇用契約」によって当初法制化された。「訓練雇用契約」では、12ヶ月間の期限付き雇用のもとで、一定時間、労働の場で訓練をおこなうことが使用者側に義務づけられ、これによって、若年労働者の定着化を促進するという点で、一定の効果をもたらしたとされる¹⁹⁾。しかし、1997年から99年の法制定においては、特に職業教育の推進システムが高度化され、事業者のOJTにまかせずに、高度な職業能力を形成するために、学校や職業教育・訓練機関の協力態勢がとられることになった。

1999年法では、義務教育修了後18歳までに、後期中等教育修了資格またはなんらかの職業資格を取得する教育・訓練を受けることが義務化されるというEU水準の規定が盛り込まれ、高度職業技術学校 (IFTS) の設立が法的に整備された。この規定は、次章のC項に掲載した「義務教育年限の延長に関する緊急措置」と対応するものである。

ただし、この規定は2003年段階においても、まだ実験的に推進されている途上のものであり、ただちにすべての青少年の義務教育年限が完全に延長されたということの意味しない。後期中等学校への進学率は高まっているが、10代後半の高校生の中退、不安定就労などの現実に対する部分的な改革措置にとどまっている。職業資格取得の義務化についても、その資格のすべてがただちにEU共通基準となるものではなく、公的な履修証明による職務能力の確認にとどまっている。知識社会に対応する高度な専門性の養成と、現実の若年層の失業、不安定就労の救済、大麻やエイズ、犯罪などの社会的荒廃のなかでの有効な支援の必要性はきわめて切実であるが、依然として実態とのギャップは大きい。しかし、一連の法制化のもとで、若年層が無償で職業的専門性を習得しうることを保障するという教育的アプローチが強化され、序々に具体化されつつある。この動向はまさに新しい段階の「統合」ととらえる。

A 職業教育・訓練基準法 (1978年12月21日、法律第845号)

(Legge 21 dicembre 1978 n.845 Legge-quadro in materia di formazione professionale)

労働政策の一環として職業教育・訓練を推進し、専門

性を高めることによって、経済計画の実現のもとで科学技術の発展と調和した雇用、生産の促進、労働組織の近代化をはかる目的で制定された。職業訓練は、就業のための初級訓練、一般訓練、再訓練、高度職業訓練の各段階で労働者の技術向上、生涯訓練を目的とする。

職業教育・訓練に関する権限は州が執行する。州は地域発展計画にもとづき複数年度にわたる計画と各年度の具体化のプランをつうじて公共機関による直接の実施をおこなう他、協定の締結によって法人、教育的、社会的目的をもった団体、事業者及びその組合、協同組合等に職業訓練を委託する。職業専門学校と芸術専門学校は教育省から州の権限のもとに移管される。州は、1955年1月19日法律第25号にもとづき、職人の徒弟制を保障する支払いのために協定機関と契約をおこなう。

B 雇用の促進に関する規則 (1997年6月24日、法律第196号)

(Legge 24 giugno 1997, n.196 Norme in materia di promozione dell'occupazione)

全27条からなり、一時的就労 (臨時雇用) に関する雇用契約について条件、給付、職業教育・訓練、労働組合権、大学の研究領域における雇用、徒弟制、職業教育・訓練の再組織化、インターンシップ (見習い) とオリエンテーション等について規定している。

徒弟制 (第16条) については、16歳以上の青年をすべての領域で徒弟制の協約にもとづき雇用できる。但し年齢は24歳まで (ヨーロッパ議会の規則による領域については26歳以下) としなければならない。期間は産業別の全国協約にしたがい、18ヶ月以上、4年以下でなければならない。当事者がハンディキャップをもつ場合、その期間は2年間延長される。全国協約に規定された事業体のもとで外部の職業教育・訓練機会に参加する。

職場における健康管理とポストの保障を前提として、年平均少なくとも120時間 (義務教育以上の学歴、検定、職業資格をもつ者は縮小しうる) 必要とされ、その内容は労働組合と産業別事業者連合の意見にもとづき、専門委員会で決定される。実施された職業教育・訓練に関しては証明書が発給される。実験段階として、教育の補助をおこなう有給のチューターが採用される。もっとも優遇されている職人の領域の徒弟制の条件は例外とされる。

職業教育・訓練の再組織化 (第17条) では、職業教育・訓練、学校、労働界の三者の統合的なシステムを構築し、労働者に対して訓練機会を適正化し、専門性の向上をはかることを規定している。これによって、「職業教育・訓練の評価を労働提供の質の向上に結びつけ、生産システムの競争能力を高め、特に中小企業、職人業の競争性と

雇用拡大を促す。」職業教育・訓練はフレキシブルなモジュールで、特定地域の現状に見合うものとし、事業者、自営業者、協同組合従事者などの特別なニーズにもこたえる職業再研修もふくむ。職業教育・訓練は州及び県と、高等学校、民間企業との協定をつうじて実施される。

インターンシップ(見習い)とオリエンテーション(第18条)では、学習と仕事に交互に従事する期間を設け、仕事の実態を知ることによって職業選択を容易にするための方策が規定されている。中立的法人、労働組合、雇用側団体、公共団体、非営利民間団体、労働省の地域機関、大学、県教育視学官、私立学校、公共職業訓練・オリエンテーションセンター等の関係者の協議による協定にしたがってインターンシップ(見習い)が実施される。期間は12ヶ月以内で当事者がハンディキャップをもつ場合、24ヶ月以内とされる。対象者の多様な特殊性に応じて、調整される。推進側に労働事故の保険が義務づけられ、また活動の教育的組織的責任を負うチューターを配置することとされる。研修と実習の活動に対して職業教育・訓練として有効な単位が付与される。

C 投資、雇用促進のための委任命令及び保険協会の再組織化のための措置と全国労働災害保険協会に関する規則(1999年5月17日 法律第144号)

(Legge 17 maggio 1999, n.144 Misure in materia di investimenti, delega al Governo per il riordino degli incentivi all'occupazione e della normativa che disciplina l'INAIL, nonché disposizioni per il riordino degli enti previdenziali.)

公共投資の計画、州・地方自治体行政の複数年度にわたる計画策定、農業開発基金、公共交通、南部開発、雇用への投資と安全、社会保健、社会保険等の事項、全72条からなる。このような投資計画と雇用にかかわる法の第68条で、義務教育修了後18歳まで、教育訓練活動に参加することを義務づける規定をおこない、第69条で「高等職業技術学校(Istruzione e Formazione Tecnica Superiore=IFTS)の設置を規定した。

第68条では、18歳までの教育訓練を受ける義務について、a)学校、b)州所轄の職業教育制度、c)徒弟制による実習、のいずれかに所属して、青年が教養・職業的専門性を高めることとした。これによって後期中等学校卒業資格、ないしはなんらかの職業資格を取得することが義務とされている。上記a、b、cによって取得したと証明される能力は、別のシステムに移行する際に単位として認められる。

第69条では、青年、成人を問わず、また被雇用者、失業者にかかわらず、職業教育・訓練に参加する機会を拓

大するために、従来の統合職業教育システム(il sistema di formazione integrata)の一環である統合職業技術専門学校(Formazione Tecnico Professionale Superiore Integrata=FIS)の延長として高等職業技術学校(IFTS)が設置される。これは1997年8月28日の法令第285号に規定された教育省、労働・保険省、大学・科学技術庁の合意によって設置されるものである。後期中等学校の卒業資格が入学のために必要とされるが、第68条に規定される単位取得によって、後期中等学校卒業ででない者に対しても入学措置がとられる。各州は教育省と労働・保険省の合意によるガイドラインにしたがって、「教育訓練の統合システム」の具体化するため、IFTSの設置を計画する。IFTSのコースの計画に際しては、大学、後期中等学校、公共の研究機関、認証された職業教育センター・法人、事業者とその連合体が協力する。コース修了によって取得される能力の証明は、全国的に通用するものとする。

D IFTSガイドライン¹⁹⁾

国レベルに「IFTS全国委員会」が設置されている。IFTSの実験に関する監督、評価、運営をおこない、単位・設置基準についての確認をおこなう。

職業技術能力1群は、①農業、②工業・手工業、③商業・観光・交通、④保険・会計、⑤社会的課題に関する公・私サービスとする。2群は、①語学能力、②情報・技術能力、③司法的能力、④横断的能力である。時間数は2-4学期、1200時間から2400時間とする。

大学・職業教育センター・後期中等学校・事業所連合の協力により1999年度から、後期中等学校後段階で、大学とは異なるコース計画化の実験的推進をおこなっている。

III 成人教育関連法制及び義務教育年限の延長に対する措置

本章では、成人教育の制度的拡充に関連する4つの文書の抄訳を収録している。1997年に国の行政権限がさらに州に移管され、教育文化領域では科学研究と学校、大学のみが残されている。しかし、その学校も地域自治に立脚し、成人教育コースの積極的な提供をはじめ、州・地方自治体の計画に参加し、「教育システムの統合化をはかる」ことに寄与することが提起されている。

1997年には、さらに「地域生涯学習センター」の設立が法制化された。このセンターは、EU議会の決定による「生涯をつうじての学習への戦略」を受け、学校区単位に学校及び地域社会のパートナーとともに横断的にプログラム化を推進するという意味で、成人教育活動のセン

ターであるとともに、学校を「統合的なシステム」の一環にくみこんでいくためのコーディネイト機能をあわせもった新しい機関である。

このセンターは、C項にあげた18歳までの青年の就学義務の学習保障とも関連づけられ、また、D項であげた「社会的パートナー」による合議を促進し、学校、職業教育・訓練をふくむ統合的教育システムの一環をなすという構想においても要の位置を占めている。イタリアにおける公的な成人教育が、はじめて本格的に推進される拠点的な施設が設立されることになった。そのコーディネイト機能が実質的には学校長にゆだねられており、採用される指導員とのギャップはあるが、ソクラテス計画以来、全ヨーロッパ的に成人教育・生涯学習の重要性が認識されてきたことが、イタリアにおいても結実しつつあることが示される。

A 行政改革と行政の簡素化に伴う国の行政権限・機能の州・地方自治体への移管に関する法（1997年3月15日法律第59号）

(Legge 15 marzo 1997 n.59 Delega al governo per il conferimento di funzioni e compiti alle regioni ed enti locali, per la riforma della pubblica amministrazione e per la semplificazione amministrativa)

憲法5、118、128条の趣旨にしたがって、国が所管していた権限を州及び地方自治体に移管することを定めた全22条にわたる法。教育文化領域で、国の権限として残されたものは、科学研究、大学、学校制度、学校教育課程、学校組織、人員の法的身分の事項のみである。

第21条では学校自治が明確にされ、学校は「自治の実現と教育訓練の全体系の再組織化の過程に組み込まれる」と規定された。学校自治によって学校の資源・組織の有効活用をはかり、柔軟性、多様性、効率性、学校サービスの有効性をはかること、新しい科学技術の導入と、地域社会との協調もうたわれている。このような柔軟な学校運営の一環として「学校独自で、または協議体の形態により、成人教育コースの提供を拡大する。この措置は学校の退学や不登校を防止し、学校の資源や技術を放課後・休日にも有効活用し、労働界と連携し、全国・州・地域の計画への学校の参加を促し、学校と州の協定による多様な教育システムの統合化をはかることを目的」としている。

B 地域生涯学習センター（教育省令 1997年7月29日、第455号）

(Ordinanza Ministeriale 29 luglio 1997, n.455 I Centri territoriali permanente)

このセンターの設立の省令においては、1990年代の成人教育についての諸規定がふまえられているとともに、1996年9月24日の政府と労働組合との労働に関する合意や、1996年12月20日のEU議会で決定をみた「生涯をつうじての学習への戦略」、1997年2月17日のEU議会の決定「教育・訓練をつうじてのヨーロッパ地域の発展」、1997年3月19—20日、第5回ユネスコ世界成人教育会議（ハンブルク）の準備報告書「21世紀の鍵としての成人教育」、1997年6月14—18日、同第5回世界成人教育会議の最終報告書（タイトルは同一）などの国際的文書が言及されている。（前文）

この省令は全13条からなる。学校ごとに開設される成人教育コースとは別に、県教育庁の地域委員会の意見にもとづき、学区ごとに成人のための地域生涯教育センターを設置することが定められている。地域生涯教育センターは、「縦の系列で組織されている学校システムと、個々人やさまざまな機関、労働界などの要望に応えるために横断的に組織されているその他の主体によって、地域ごとに教育・訓練の諸機会の提供を調整する」役割をもつ。センターは、公・私のパートナーと協力し、複数の学校で活動を展開する。また刑務所との合意にもとづき、刑務所内での成人教育、少年院における教育も実施する。（第1条）このセンターは、「成人期の生涯にわたるもっとも広い教育」を目的とし、「学習相談とオリエンテーション、初歩的・機能的識字、語学・文法の学習、文化活動の技術的な能力の回復と発展、社会生活への参加活動にふさわしい関係、専門的な知識・職業に関する導入的な知識・職業再教育を推進するとともに、社会的に排除された主体が教育・職業教育の過程に再び参加」しうるような活動を展開する。（第2条）

上記の活動に加え、義務教育卒業資格をもたない成人のための再教育、15歳以上の青年に職業教育を保障し、青年の社会的困難の克服を支援する活動なども実施される。（第3条）

ハンディキャップをもつ人々の参加が十分考慮される。

C 義務教育年限延長のための緊急措置（1999年1月20日 法律第20号）

(Legge 20 gennaio 1999, n.9 Disposizione urgenti per l'elevamento dell' obbligo di istruzione)

1999—2000年度に、義務教育年限を8年から10年に延長することを決定した全3条からなる緊急立法。経過措置として当初の段階では9年間の義務教育が実施される。再組織化の計画をつうじて、18歳までの義務教育の導入がめざされる。結果としてすべての青年は後期中等学校卒業資格、またはそれにかわる職業資格を取得できるよ

うにする。

義務教育の最終学年において、1997年3月15日、法律第59号及び関連修正規定に明記された学校自治にもとづいて、学校は教養、社会的課題、現代科学の基本について教育活動を実施し、生徒の批判的感覚を助長し、退学を防止し、教育と職業教育・訓練への権利を保障し、生徒自らの人格のより適切な形成と人生選択を可能にし、後期中等学校の専門課程に移行できるよう支援する。

義務教育の最終段階で、後期中等学校卒業資格ないし職業資格を取得できなかった生徒については、職業教育・訓練と教養の学習レベルの確認をおこない、義務教育の達成・修了証明書を交付する。これは、実施された教育課程と職業能力の獲得にしたがって職業教育・訓練の単位として認められる。

D 成人教育の有効な再組織化にむけての、国・州・地方自治体の合同会議で採択された合意書（2000年3月2日）

(Accordo tra Governo, regioni, province, comuni e comunita montane, per riorganizzare e potenziare l'educazione permanente degli adulti: Testo approvato dalla Conferenza Unificata seduta del 2 marzo 2000)

ヨーロッパ諸国では、近年の成人教育は強く社会的目的をかかげるにいたっている。失業との闘い、青年の労働市場への統合、学校中退者の再教育、社会的にハンディキャップをもつ人々の社会参加、移民の受容などである。このような状況下、市民が知の獲得をつうじてよりよく社会に参加する機会を保障する「教育社会」の考え方が定着してきた。

この文書ではこのような動向をふまえ、イタリアにおける成人教育の統合的發展をめざして、その教育的課題として識字・機能的識字、就労可能性を生み出す社会的合意にもとづく成人教育の発展、地域生涯教育センターの有意義な活用、成人教育・生涯職業教育の統合的なシステムの構築にむけての課題を整理して提言している。そのうえで、国・州・地方自治体の権限・役割・相互連携、専門職員、先導的実験等について提言している。

むすび

非営利セクターの法的認知、継続職業教育・訓練の新たな組織化、成人教育の制度化の3つの領域で、最近10年間の主要な法制資料12点を取りあげて、要点をみてきた。はじめに述べたように、イタリアの動向はヨーロッパにおける知識社会化のもとでの、教育領域への人材養成への投資という全体的な政策目標を反映しており、と

りわけ、失業の救済と雇用創出を可能にする、より高度な職業能力と専門性形成を重点的に意図したものである。

そのなかで、本来、強固なたて型の制度的基盤をもっていた学校と、産業・労働界に限定されていた伝統的職業教育・訓練システムがフレキシブルで開かれた「統合性」をもつことが志向されており、その「統合」を推進する基軸として成人教育の位置づけ・機能がきわめて重要視されるようになったという構図をみてとることができる。

しかし、その成人教育においても、伝統的な組織としての成人教育からの脱却が課題とならざるをえない。当面は、18歳までのすべての青少年に、後期中等学校卒業資格か、それにかわるなんらかの職業資格を付与するという目標に対して、無償の職業教育コースが多彩に具体化されつつあるという側面に、もっともダイナミックな社会的努力が傾注されている。「統合的な社会的人材養成システム」創出の道程は、非学校的な学習の場づくりであるとともに、社会全体が新しい学校となる構想といいかえることもできる。

今後、“il sistema di formazione integrata”の構築の実態については、教育観そのものの社会的転換に関する理念的な究明と、地方の現実に即した実証的な研究が必要であり、さらにそこで具体的に学び取られる「知」の内実と社会発展を支える能力・専門性の質の原理的な検討が本質的な問題として問われているといえよう。

注

1) ヨーロッパ社会基金 (ESF) は1957年に活動を開始し、特に1994-99年度の計画年次において、ヨーロッパ連合の戦略的目標として、雇用と人材養成にむけた行動計画や政策誘導をおこない、財源を配分し、失業問題の解決、青年支援プログラム (YOUTH-START) を実施し、新しい市場の挑戦に適合する労働能力の形成をはかるための活動を支援してきた。現在、2000-2006年度の新計画年次に入り、15カ国の加盟国が共同でヨーロッパ雇用戦略の計画化にとりくんでいる。http://europa.eu.int/comm/employment_social/est/introduction-en.htm (2003/12/01)

2) 澤野由紀子は、「ヨーロッパ生涯学習エリア構想」の背景となっているキーメッセージとして、以下の6点をあげている。①すべての人に新しい基礎的技能を一知識社会に持続的に参加するために必要なスキルとは何か ②人的資源への投資の拡大一人材への投資を増やすにはどうしたらよいか ③教授と学習の革新生涯学習を継続するために効果的な教授・

- 学習の方法にはどのようなものが考えられるか ④ 学習の認定—学校教育以外の社会教育等, 国の統一基準により定型化されていないが組織的に行う「ノンフォーマル」学習の成果をどのように評価するか ⑤ 学習相談と学習情報—欧州全体のすべての年代の人々が学習情報にアクセスできるようにするには, どうすればよいか ⑥ 学習をもっと家庭に近づける—誰でもいつでも利用できる生涯学習の機会を学習者の身近に設けるには, どうしたらよいか。澤野によれば, このキーメッセージを提案した「生涯学習のメモランダム」に対して3000件の意見が「社会的パートナー」から提出され, シンポジウムには1万2000人の参加があったと報告されている。澤野由紀子『『ヨーロッパ生涯学習エリア』を構築へ』『内外教育』2002年10月29日。
- 3) 神野直彦『人間回復の経済学』岩波新書 2002年, p.130.
 - 4) European Commission, *Growth competitiveness, employment: The challenges and ways towards into the 21st century* (White Paper), Luxembourg: Office of the European Communities, 1994.
 - 5) *ibid.*, p.16.
 - 6) *ibid.*, p.19.
 - 7) Mara Tognetti Bordogna, *Lineamenti di politica sociale*, Franco Angeli, Milano 1998, p.24. P. Donati (a cura di), *Le frontiere della politica sociale*, Franco Angeli, Milano 1985, p.37.の重引による。
 - 8) *ibid.*, p.31.
 - 9) OECD (ed.) *The OECD Jobs Study : Facts Analysis, Strategies*, Paris 1994. 島田晴雄監訳『先進諸国の雇用・失業—OECD研究報告』日本労働研究機構1994年, 参照。
 - 10) 拙稿「イタリアにおける『第三』セクターの現代的発展と『社会・教育・文化活動』(東京大学大学院教育学研究科『生涯学習・社会教育学研究』第21号, 1997年)において, 筆者は, “scienza della formazione” という用語が従来の教員養成を拡張した社会福祉・文化・教育にわたる専門的指導者養成学の名称となっていることに注目した。しかし, ここでは“formazione”の訳語として文字通り「形成」という語をあてている。本稿では, 「形成」という訳語を留保し, 「社会的人材養成」という新しい訳語を採用している。
 - 11) Gian Piero Guaglini, *Scritti di formazione 1978-1998*, Franco Angeli, Milano, 1999. pp.11-13.
 - 12) Paolo Federighi, *Report on Italy*, prepared for a meeting of the UNESCO Institute for Education, 1999. p.2
 - 13) 前掲注(10)参照。また, たとえばGiovanna Gervasio Carvonaro, *La qualità possibile : Educazione, cultura, servizi sociali nel territorio*, La Nuova Italia, 1995. pp.93-94 においては, 公務労働としての広義の人材養成が①教育部門, ②文化部門, ③社会福祉部門を統合したものとして具体的に提示されている。
 - 14) Dario Missaglia, Sergio Zoppi, Gianna Gilardi, *La Formazione Integrata : Nuovi modelli e sviluppo del territorio*, Frnaco Angeli, Milano, 2001. 本書では, 特に社会的パートナーを代表する労働組合(CGIL=イタリア労働総同盟)が, 「統合的人材養成」システムへの改革にコミットしてきた経緯をふまえ, 学校教育と職業訓練の架橋による統合過程を中心に, 政策理念の形成について述べている。ここではIFTS(高度職業技術学校)の設置がその「統合」の基軸として位置づけられ, 各州での実験開始に際して「社会的パートナー」がどのような合意を形成してきたかを詳述している。
またGiuseppe Noto, *La Formazione Che Cambia : Contenuti, percorsi e processi culturali nella società della globalizzazione e nuovi saperi*, Franco Angeli, Milano, 2001. では, グローバリゼーションのインパクトと統合化へのインパクトの関係に注目しながら, 学校・職業教育・雇用の架橋のなかで, 人文的教養を包摂した職業教育が必要とされており, “formazione”の概念・内容・組織化の方法が現代的に変化してきていることを明らかにしている。
 - 15) 国に先行して, 当時すでにいくつかの州ではボランティア州法を制定していたが, 本法制定以後, 州及び自治県がボランティア法を制定する際の準拠法となっている。
 - 16) このことはイタリア王国, 1923年4月25日, 法律第967号に定められている。また新たに, 1991年12月13日, 省令第292号に州の特別基金についての規定がなされた。
 - 17) イタリアにおいて非営利セクターを総称する場合, すでに法制化されたボランティア団体と社会協働組合に加え, 本法で「社会的活動を推進する団体」が3つめの主体として規定されたことになる。いずれの法も州における名簿登録と協定の契約による協働関係を規定している。但し, 組織自体が法にもとづいて設立されるものは社会協働組合のみである。ポ

ランティア団体と社会的活動を推進する団体については民法上の法人格をもつものと、それをもたない任意団体の双方が含まれる。

本法では諸団体を総称して、しばしばアソチアツィオニズモ (associazionismo) という用語が用いられている。諸団体の連合と発展のなかで培われてきた理念・実体を意味する歴史的な用語であり、ここでは団体の複数形の「諸団体」と区別して「結社」と訳しておく。

- 18) パオロ・ピアチェンティーニ「労働市場」馬場康雄・岡沢憲英編『イタリアの経済』早稲田大学出版部、1999年。p.110.
- 19) [http : //www.istruzione.it/argomenti/ifts/ifts99.shtml](http://www.istruzione.it/argomenti/ifts/ifts99.shtml) (2003/06/23)
Comitato Nazionale di Progettazione-FIS, *Istruzione e Formazione Tecnica Superiore : Linea Guida per la Progettazione dei Percorsi Formativi*, Ministero della Pubblica Istruzione, Ufficio Studi e Programmazione, 1999.